

平成24年度 第1回
八戸市廃棄物減量等推進審議会

日 時 平成25年2月6日(水) 14:00～
場 所 八戸市公民館2階 会議室1・2・3

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 平成24年版「清掃事業概要」について
- (2) 平成25年度八戸市一般廃棄物処理実施計画について
- (3) 八戸市指定ごみ袋に関するアンケート調査結果について
- (4) 環境政策課が所管する附属機関の統合案について

4 閉 会

平成 25 年度 八戸市一般廃棄物処理実施計画（案）

第 1 編 総 則

1. 計画期間

平成 25 年度 八戸市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

2. 施行区域

実施計画の区域は、市の区域全体とする。

3. 用語

実施計画において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の例による。

なお、法第 7 条第 1 項及び同条第 6 項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業または一般廃棄物処分業の許可を得た者についてはそれぞれ、単に「収集運搬業者」「処分業者」と、八戸地域広域市町村圏事務組合については単に「広域事務組合」という。

4. 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱い

実施計画にかかわらず、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業として行われる廃棄物の処理については、八戸市災害廃棄物処理方針により実施する。

第2編 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出見込み量

(単位：t)

種 別		家庭系	事業系	合 計	
行政 処 理	燃やせるごみ	43,850	25,030	68,880	
	燃やせないごみ、粗大ごみ ※2	3,360 (80)	2,740 (420)	6,100 (500)	
	資 源 物	缶・びん・ペットボトル	3,610	—	9,720
		新聞紙、段ボール	2,560		
		雑誌・チラシ、その他紙(厚紙・紙袋類)、古布	3,430		
		廃食用油	40		
		有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	80		
	集 団 回 収	680	—	680	
行政処理分計	57,610	27,770	85,380		
民間契約により再資源化される資源物 ※1		0	13,260	13,260	
合 計		57,610	41,030	98,640	

※1 八戸市が許可した収集運搬業者または処分業者が関与し再資源化されるもの

※2 下段()内の値は直接最終処分する埋立ごみの再掲

2. ごみの排出抑制・再資源化計画

2.1. 家庭系一般廃棄物

方法	内容
家庭ごみの有料収集	資源物以外の家庭ごみについて指定ごみ袋等に収集運搬経費の一部を付加し、排出抑制及び資源物の分別促進を図る ・指定ごみ袋 450袋 30円、300袋 20円、200袋 15円 ・粗大ごみ処理券 1枚当り 500円
家庭における生ごみ減量の推奨	含水率の高い生ごみについて、水きりを奨励するとともに、生ごみ処理機や処理容器の購入費用の一部を補助し、堆肥化など環境に配慮した自家処理を促すことにより、焼却対象として排出されるごみ量の削減を図る
資源物集団回収の促進	市に登録した町内会、子ども会等、資源物回収を実施した団体に対し、奨励補助金を交付する
分別収集による再資源化	分別収集により回収された資源物について、中間処理により再資源化する ・廃食用油は、市において中間処理した後、公用車等で使用(40t) ・その他の資源物は、広域事務組合において中間処理後、売却または再資源化事業者へ委託し再生利用(10,530t)
焼却残渣の再資源化	広域事務組合において、焼却残渣から回収した磁性物は売却(110t)、焼却灰の一部については、再資源化事業者へ委託し再生利用(1,800t)
ごみ減量推進員の配置	八戸市ごみ減量推進員を各町内会に配置し、3Rの推進に関する啓発、適正排出及び不法投棄防止に関し、地域住民への周知や連絡、調整を行う
広報・啓発活動	3R推進に関する市民への広報、啓発活動を行い、環境意識の高揚を図る ・広報誌への特集記事掲載 ・分別チラシ等の配布 ・環境展への出展 ・分別収集に関する説明会実施 ・処理施設見学会実施

2.2. 事業系一般廃棄物

方法	内容
分別・適正排出の啓発	事業系ごみ処理マニュアルの配布や、八戸清掃工場における搬入検査等により、産業廃棄物と一般廃棄物の区別など適正排出を啓発する
資源となる紙の再資源化の促進	事業所から排出される資源となる紙について、八戸清掃工場への搬入を規制し、古紙リサイクル事業者への持込みを促すことにより、焼却量の削減と再資源化促進を図る(12,600t)
処分業者による再資源化の促進	処分業者が再資源化可能な木くず、厨芥類等については、処分業者への委託による再資源化を促進する(660t)

3. 収集・運搬計画

3.1. 基本事項

(1) 市による分別収集

市が収集する一般廃棄物は、一般家庭において分別し排出されるごみ（3.3.において掲げるものを除く。）及び資源物並びに動物死体とする。

(2) 収集を行わない日

市が収集を行わない日は次のとおりとする。

- 1) 土曜日、日曜日、祝日及び振替休日（燃やせるごみの収集については、月曜日が祝日又は振替休日にあたる場合を除く。）
- 2) 1月1日から1月3日までの間
- 3) 粗大ごみの収集については、上記に加え12月29日から12月31日までの間

(3) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、当該事業者が自ら処理ができない場合には、処理施設に自己搬入するか、収集運搬業者に依頼して処理するものとする。

(4) 排出限量

一般家庭が一度に排出できるごみの量は、原則として、燃やせるごみ及び燃やせないごみは指定ごみ袋で2袋まで、粗大ごみは5点までとする。なお、この量を超える場合は、事業系一般廃棄物の例に準じ、排出者が処理施設に自己搬入するか、収集運搬業者に依頼して処理するものとする。

3.2. 収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種 類		実施主体	収集回数	収集方法	
家 庭 系	燃やせるごみ	市(直営・委託)	週 2 回	ステーション方式 指定ごみ袋	
	燃やせないごみ	市(委託)	月 1 回		
	粗大ごみ	市(委託)	随 時	電話予約制戸別収集 粗大ごみ処理券	
	資 源 物	缶・びん・ ペットボトル	市(直営・委託)	毎週 水曜日	ステーション方式 (半)透明袋
		新聞紙	市(委託)	第 1・3 水曜日	ステーション方式 紐縛り
		段ボール	市(委託)		
		雑誌・チラシ	市(委託)	第 2・4 水曜日	
		その他紙	市(委託)		
		古布	市(委託)	ステーション方式 (半)透明袋	
		廃食用油	市(委託)	週 4 回	拠点回収 (10 箇所)
有害ごみ		市(直営)	年 6 回	拠点回収	
事 業 系	燃やせるごみ 燃やせないごみ・ 粗大ごみ	排出者または 収集運搬業者	随 時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	
犬・猫等の動物死体		市(委託)	随 時	電話受付制随時収集または自己運搬	

※燃やせないごみの収集日が祝日または振替休日にあたる場合は、翌週の同じ曜日に収集する

※医療機関等が回収しない一般家庭から排出される在宅医療廃棄物は、プラスチック製容器等に入れたものについて、燃やせるごみとして取り扱う

3.3. 市が収集しない家庭系一般廃棄物

(1) 家電四品目

品目	テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
処理方法	小売業者へ引取りを依頼するか、指定引取場所へ自らまたは収集運搬業者に依頼し運搬

(2) パソコン

品目	デスクトップパソコン本体、ディスプレイ(液晶、CRT)、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン
処理方法	製造事業者(製造事業者がないパソコンについては「一般社団法人パソコン3R推進協会」)に回収を申し込む

(3) 適正処理困難物

品目	自動車部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、発煙筒、農機具、ガスボンベ、消火器、発電機、ボイラー、ドラム缶、耐火金庫、ピアノ、灯油、廃油、塗料、ガラスウール、ロックウール、エンジン付き芝刈り機、除雪機、中身(薬品、溶液、缶詰、飲料など)の入った容器、規定サイズに裁断されていない畳等
処理方法	購入店や取扱店、専門業者に引取りを依頼

(4) 埋立ごみ

品目	石、砂利、土、腐葉土、土壌改良材、汚泥、側溝の土砂(含水量の多いものは除く)、レンガ、陶器製タイル、瓦、ボウリングの玉、物干し台、コンクリート、石膏ボード、ケイカル板(耐火断熱材)、焼却灰等
処理方法	市の最終処分場に自らまたは収集運搬業者に依頼し運搬

4. 中間処理・最終処分計画

4.1. 処理施設の概要

(1) 焼却施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第一工場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第二工場
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石 1-1	八戸市大字櫛引字取揚石 1-1
処理能力	150t/24時間 × 2 炉	150t/24時間 × 1 炉
形 式	全連続旋回流型流動床焼却炉	全連続燃焼式ストーカ炉

(2) 破砕・選別施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸リサイクルプラザ
所 在 地	八戸市大字櫛引字山田山 1-1
処理能力	171.09t/5時間 [内訳] 資源化ライン 49 t/5時間、破砕ライン 61 t/5時間、 紙・布ライン 61 t/5時間、有害ごみライン 0.09 t/5時間

(3) BDF製造装置

名 称	BDF製造装置
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石 1-1
製造能力	500/7時間

(4) 動物死体焼却場

名 称	八戸市動物死体焼却場 (八戸市ワンニャン斎苑)
所 在 地	八戸市大字鮫町字大草離 3-14

(5) 最終処分場

名 称	八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場	八戸市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内	八戸市大字櫛引字湯ノ沢 2-6
埋立面積	69,500 平方メートル	15,400 平方メートル
埋立容量	690,000 立方メートル	214,000 立方メートル
残余容量	21,000 立方メートル	206,000 立方メートル
形 式	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+回転円板	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+下水道放流
備 考	平成 25 年 6 月 30 日使用停止	平成 25 年 7 月 1 日供用開始

(6) 処分業者の処理施設

事業者名	JR 盛岡鉄道サービス(株)	三菱製紙(株)	(株)曾我産業
所在地	八戸市大字長苗代字 字下亀子谷地 7-1	八戸市大字河原木 字青森谷地	八戸市南郷区大字中野字 丑木沢 41-7
処理対象	可燃ごみ・不燃ごみ	木くず	木くず
処理方法	選別	焼却	破碎
処理能力	0.7 t/日	124.8 t/日	278.0 t/日、340.8 t/日

事業者名	佐々木総業(株)	奥羽クリーンテクノロジー(株)
所在地	八戸市南郷区大字中野 字大久保山中 12-1、12-2	八戸市豊洲 3-19
処理対象	厨芥類	汚泥
処理方法	堆肥化	焼却・焼成 ^{※1}
処理能力	23.57 t/日	183 t/日

※1 焼成とは不燃物または焼却灰等を摂氏千度以上の状態で熱して処理をすることをいう

4.2. 中間処理に関する搬入者別の内訳量、実施主体及び処理方法

種類	搬入量(t)	実施主体	中間処理方法	残渣量(t)	残渣処分
燃やせるごみ	市収集 43,150	広域 [※] ・ 処分業者	・八戸清掃工場で焼却 ・木くず、厨芥類の一部は処分業者の処理施設において破碎または堆肥化により再資源化	広域 [※] 7,830	・焼却灰は市最終処分場での埋立を基本としつつ、一部は民間事業者に再資源化委託(1,800t) ・磁性物は民間事業者へ売却(110t)
	自己搬入 700				
	収集運搬業者 21,670				
	自己搬入 3,360				
燃やせないごみ、粗大ごみ (埋立ごみを除く)	市収集 2,350	広域 [※] ・ 処分業者	・八戸リサイクルプラザで破碎し、金属を回収 ・含水量の多い汚泥等は処分業者の処理施設において焼却・焼成 ・木くずの一部は処分業者の処理施設で破碎し再資源化	広域 [※] 5,340 ・ 処分業者 5	・八戸リサイクルプラザの可燃残渣は八戸清掃工場で焼却(2,030t)、不燃残渣は市の最終処分場で埋立(3,310t) ・処分業者の焼却・焼成残渣は市外民間施設で埋立
	自己搬入 930				
	収集運搬業者 1,790				
	自己搬入 530				
資源物	缶・びん・ペットボトル	市収集 3,610	広域 [※]	—	
	新聞紙、段ボール	市収集 2,560			
	雑誌・チラシ、古布、その他紙	市収集 3,430			
	廃食用油	市収集 40	市(委託)	5	・廃油等は民間事業者へ売却
	有害ごみ	市収集 80	広域 [※]	—	

※「広域」=八戸地域広域市町村圏事務組合、値は共同処理における八戸市相当分

4.3. 最終処分される廃棄物の内訳及び年間埋立量

区分		埋立量(t)	
			うち八戸市 一般廃棄物
直接埋立ごみ	家庭系搬入	80	80
	事業系搬入 ^{※1}	^{※2} 740	420
	小計	820	500
広域事務組合 中間処理残渣		9,870	^{※3} 9,230
合計		10,690	9,730

※1 火災残材やボランティア清掃等の手数料減免搬入分を含む

※2 法第11条第2項該当産業廃棄物及び区域外受託分を含む

※3 広域事務組合のごみ中間処理残渣の八戸市相当分

5. その他一般廃棄物の処理に関する事項

5.1. 八戸市廃棄物減量等推進審議会

学識経験者5名、生産・流通・回収業者5名、消費・地域団体等の代表者10名（うち公募2名）の合計20名により構成され、委員の任期は2年。

市長の求めに応じ、廃棄物の減量や適正処理に関する事項を調査、審議し、その結果を答申し、また必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

5.2. 一般廃棄物の処理区域移動

市外に搬出し処理する一般廃棄物は市内で処理することが出来ないものとする。また、処理区域外から市内に搬入される一般廃棄物は、原則として民間事業者の処理施設で処理する。

搬出先または搬入元となる市町村の一般廃棄物処理を管轄する市町村または一部事務組合と事前協議を行い、一般廃棄物処理計画の調和が確保される場合に限り搬出または搬入を実施する。

5.3. 災害廃棄物の処理

災害により発生する廃棄物については、被災状況に応じて、臨時収集の実施や一般廃棄物処理手数料を減免する等、関連業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものとする。

第3編 生活排水処理実施計画

1. 基本事項

1.1. 生活排水処理形態別推計人口

項 目		計画人口(人)
行政区域内人口		235,700
下水道	公共下水道	91,100
	流域下水道	24,200
農業集落排水施設		3,700
浄化槽	合併処理	35,900
	単独処理	25,900
し尿汲み取り		54,900

1.2. し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

区 分	計画処理量(kℓ/年)
し尿	37,500
浄化槽汚泥	53,900

2. 収集・運搬計画

種 類	実施主体	収集回数	収集方法
し尿	収集運搬業者 ^{※2}	随時	戸別収集
浄化槽汚泥			
浄化槽汚泥（脱水汚泥に限る）	収集運搬業者 ^{※3}		
家宅ます等 ^{※1}			

※1 浸透ますの清掃汚泥や浄化槽の定期清掃以外で発生する沈砂物

※2 広域事務組合が許可した収集運搬業者

※3 八戸市が許可した収集運搬業者

3. 中間処理・最終処分計画

3.1. 処理施設の概要

(1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第1処理場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第2処理場
所 在 地	八戸市八太郎六丁目 76-224	八戸市八太郎六丁目 76-224
処理能力	180k1/日 (浄化槽汚泥：180k1/日)	130k1/日 (し尿：130k1/日)
処理方式	前処理機 (粗目スクリーン、細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 前処理後ろ液は第2処理場へ移送	前処理機 (粗目スクリーン、細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 標準脱窒素処理方式、高度処理 (凝集沈殿+オゾン酸化+砂ろ過+活性炭吸着)

(2) 一般廃棄物処分業者の処理施設

業者名	所在地	処理廃棄物	処理方法	処理能力
奥羽クリーンテクノロジー(株)	八戸市豊洲 3-19	汚泥	焼却・焼成	183t/日

3.2. 実施主体及び処理方法

種 類	実施主体	中間処理方法	残渣量 (t)	残渣処分
し尿	広域事務組合 (八戸環境 クリーンセンター)	標準脱窒素 処理方式 ・ 高度処理	※1 3,990	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水汚泥は市内再資源化事業者 に処理委託 ・し渣は八戸清掃工場 で焼却 ・沈砂は市の最終処分場 で埋立処分 ・槽残渣は民間処理施設 で焼却・焼成、残渣は市外 民間処理施設で埋立処分
浄化槽汚泥				
家宅ます等	処分業者※2	焼却・焼成	5	焼却・焼成残渣は市外民間 処理施設で埋立処分
浄化槽汚泥 (脱水汚泥に限る)	排出者	脱水	100	市外再資源化事業者 に委託し再生利用

※1 値は共同処理における八戸市相当分

※2 八戸市が許可した処分業者

4. 普及啓発等

生活雑排水対策の必要性、重要性について住民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。特に、台所での対策など家庭でできる生活雑排水対策について周知を図る。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその周知徹底に努めるものとする。

八戸市指定ごみ袋に関するアンケート調査結果について

1. 調査の背景・目的

八戸市では、平成 13 年 6 月から指定ごみ袋による家庭ごみの有料化を実施している。

指定ごみ袋は、燃やせるごみ用、燃やせないごみ用ともに 45 リットル、30 リットルの計 4 種類で開始し、その後、平成 13 年 11 月に燃やせるごみ用 20 リットルを、平成 15 年 9 月に燃やせないごみ用 20 リットルを追加しているが、その後、サイズの追加変更はなく、形状についてはいずれも平袋のみを用いている。

また、指定ごみ袋の料金については、有料化開始（サイズ追加）時から変更はされていない。

このような中、これまで、袋のサイズ・形状については「より小さいサイズのものが欲しい」、「より大きいサイズのものが欲しい」、「取っ手付きにしてほしい」などの意見が市民から寄せられることがあった。

今回の調査は、指定ごみ袋のサイズ・形状に関する市民ニーズの傾向や料金に対する市民感覚を把握し、今後の家庭ごみ有料化制度の検証及び減量化施策の参考にするためアンケートを実施したものである。

2. 調査日

平成 24 年 9 月 7 日～平成 24 年 10 月 1 日

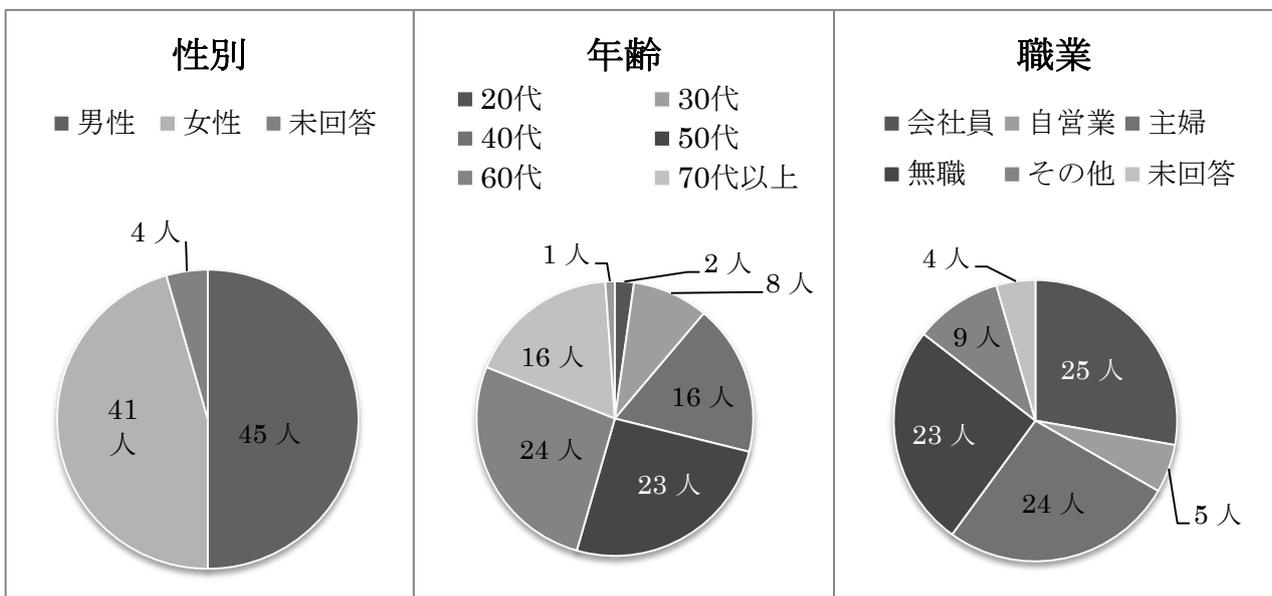
3. 調査対象

八戸市政モニター 99 名

4. 回答率

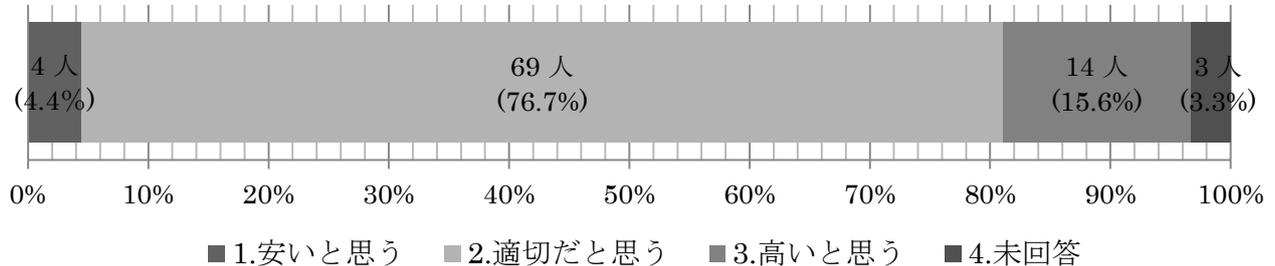
90.9%（90 名回答）

5. 基礎情報の集計



6. アンケート結果

問1：指定ごみ袋の料金設定について、どう思いますか。また、その理由について御記入ください。



I 安いと思う理由：

- ・ごみ処理に多額の費用が掛かっているから
- ・高くする分サービスが向上すればよいから
- ・他市より安いから

II 適切だと思う理由：

- ・ごみ処理経費として活用されているから（8件）
- ・他市と同程度の金額だから（7件）
- ・購入するときに悩まずに買えるから（6件）
- ・ごみ減量化のため（4件）
- ・市民全員が同一金額であるから（2件）
- ・市の財政事情を思うとやむを得ない（2件）
- ・今のままがよい（2件）
- ・参考資料から見て妥当だから
- ・可燃は適切だが、不燃は高い

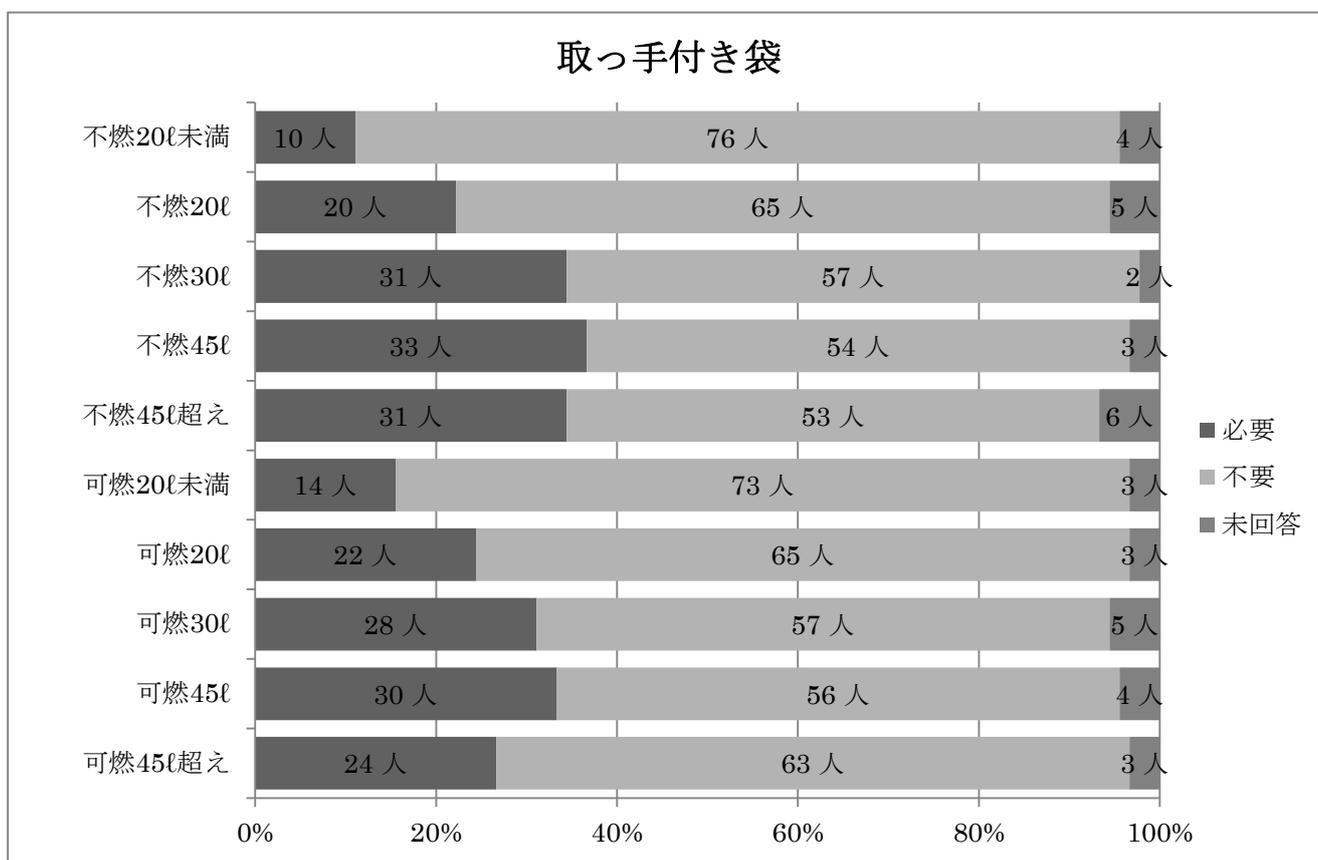
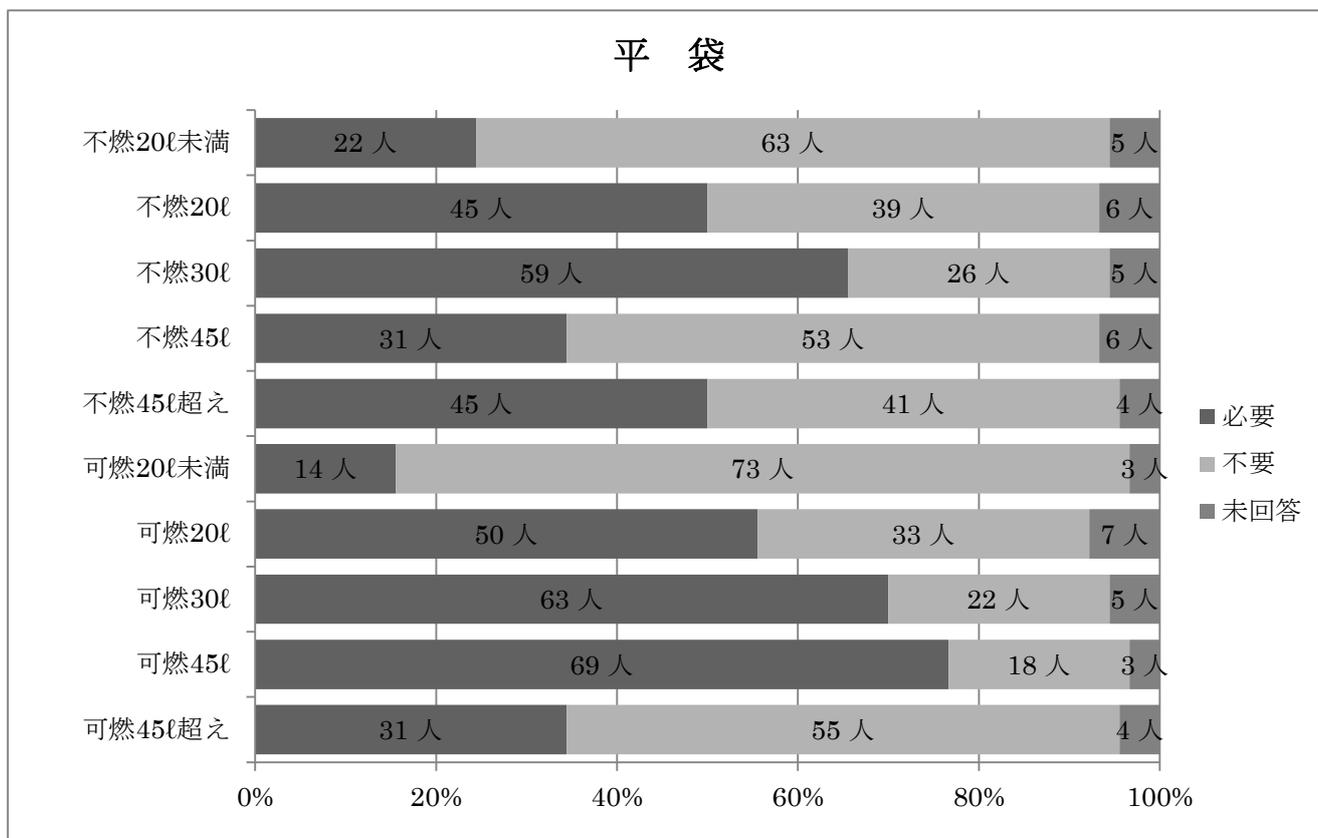
III 高いと思う理由：

- ・少しでも安くするべき（2件）
- ・他市と単純に比較するべきではない（2件）
- ・ごみ処理にお金をかけること自体納得しがたい
- ・市が無駄を削減すべき
- ・競争原理を導入し安い業者にセグメントすべき
- ・おむつを使用する赤ちゃんや老人のいるところは割引すればよい

IV 未回答の理由：

- ・価格に慣らされているので判断できない
- ・他のごみ袋をみたことがない
- ・適正なのかは判断しかねる。

問2：指定ごみ袋のサイズ・形状についてそれぞれ必要または不要のいずれかで回答ください。



※可燃＝燃やせるごみ用袋、不燃＝燃やせないごみ用袋

問3：その他、指定ごみ袋に関することについて、御意見・御要望がありましたら御自由にお書きください。

I 料金に関する意見

- ・消費税増税などもあるので、変更するならば長期的な視点で考えてほしい
- ・今の形状で価格を安くする工夫をしてほしい
- ・販売価格の内訳をもっと詳細に開示してほしい
- ・無料化してほしい
- ・広域（青森県内）で均一価格での有料化を実施してほしい（類似意見 1 件）

II サイズに関する意見

(1) 大きいサイズ

1) 大きいサイズが必要という意見 12 件

- ・あと一步のところ粗大ごみになるので不燃は大きいものがよい（類似意見 3 件）
- ・450超は3～5枚一組で販売するとよい

2) 大きいサイズは不要という意見 6 件

- ・450以上に入れると重くて運べない（類似意見 3 件）
- ・集積所の間口が狭いため不要

(2) 小さいサイズ

1) 小さいサイズが必要という意見 6 件

- ・不燃は数カ月まとめることがあるので小さい袋があると便利
- ・小さいサイズは出す量を減らすことができるのではないかと
- ・小さいサイズはジッパー付にしてみてもどうか

2) 小さいサイズは不要という意見 3 件

- ・小さいサイズが必要と人は地域ぐるみで共同して集積所に出せばよい
- ・小さいサイズでは量が入らず、逆にごみの量が増えてしまうので不要

(3) その他サイズに関する意見

- ・サイズが増えるのはよいことだが、販売価格が上がることは結果としてマイナスではないかと
- ・多種類あるのは便利だが経費面はどうなるのかが気になる
- ・袋の種類を減らして、そこに掛けていたコストを下げ還元してほしい
- ・サイズ変更でコストアップするのであれば現状のままでよい。（類似意見 2 件）

Ⅲ 形状に関する意見

(1) 取っ手付き

1) 取っ手付きの袋が必要という意見 11 件

- ・結びやすくして便利（類似意見 3 件）
- ・コストアップになっても取っ手付きにしたほうがよい（類似意見 2 件）
- ・平袋と取っ手付きの両方がほしい
- ・取っ手付きの袋の色はピンクとかにしてはどうか

2) 取っ手付きの袋は不要という意見 7 件

- ・便利だとは思いますがコストアップになるのであれば不要（類似意見 3 件）
- ・取っ手を付けることはごみが増えるということではないか
- ・自分たちでひもで縛ればよいと思う（他に、ひもで縛るのを認めてほしいという意見有）

(2) マチ付きの袋を作してほしい 6 件

(3) 破れにくくしてほしい 11 件

(4) その他

- ・透けない袋にしてほしい
- ・半透明の袋にしてほしい
- ・滑りにくい素材にしてほしい
- ・ビニール袋ではなく、紙袋を使用しているところもあるようだ
- ・袋の上部につまみ程度のものがついた形状にしてみてもどうか

Ⅳ その他の意見

- ・カラスに散乱されないようにしてほしい（類似意見 6 件）
- ・10 枚一組ではなく少なくして販売してはどうか（類似意見 2 件）
- ・指定ごみ袋ではなく、自由に買い求めさせてはどうか（類似意見 1 件）
- ・10 枚入りだけではなく、50 枚入り・100 枚入りを販売してはどうか
- ・燃やせるごみ袋を購入し、それをごみとして燃やすことに矛盾を感じる
- ・これがあると便利・楽というより、ごみを減らす・出さない工夫の方が大切
- ・リサイクル可能なものを入れる袋を作って、業者に回収してほしい
- ・袋に粗大ごみ回収業者などの広告を印刷したらよいのではないか
- ・袋の値上げ分でカラス被害を防ぐボックスを設置するなどすれば値上げへの賛同意見も増えるのでは
- ・ごみ袋をコンビニで買えるのは便利
- ・有料化してから集積所がきれいになった
- ・袋の標記が「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」となっていて優しい気持ちになる

7. 調査結果の考察

○指定ごみ袋の料金について

指定ごみ袋の料金については、アンケートの問1の結果において、約8割の方々が「適切だと思う」と回答している。「適切だと思う」と回答した理由について「ごみ処理経費として活用されているから」や「ごみ減量化のため」といった理由が挙げられていることから、指定ごみ袋の料金設定や有料化制度の趣旨については概ね理解が得られていると捉えることができる。

一方で、「高いと思う」と回答している方々が約15%となっており、「他市と単純に比較すべきでない」との理由やごみ処理や指定ごみ袋の製造等に係る経費についての言及が見られたことから、ごみ処理行政についての、いわゆる「見える化」が求められていると捉えられる。このことについては、指定ごみ袋の販売収入の使途（製造や流通に係る経費）やごみ処理に関する情報を市民へ提供するなどの施策を講じることにより対応していきたい。

○指定ごみ袋のサイズ・形状について

サイズについては、燃やせないごみ用45リットルについて、不要と回答する方々が必要と回答する方々を上回り、一方で、45リットル超えのものを必要とする方々が約半数となっている。問3の「大きいサイズが必要という意見」に記されている理由からも、燃やせないごみ用45リットルをより大きいサイズに変更してほしいとの市民ニーズが高いと捉えられることから、他自治体の動向やコスト等についても調査し、改善策について検証する必要がある。

取っ手付きについては、必要と回答した方々は袋全体で見れば約30%であり、問3の「形状に関する意見」では「結びやすくするため」との理由が見られた。

一方で、袋の改善によるコストアップを懸念する声も見られ、取っ手付きの場合、現状の容量と同一のものを作成する場合、製造コストが割高になる。

また、問3の「形状に関する意見」では、「マチ付きの袋を作ってほしい」、「破れにくくしてほしい」との意見も複数見られるが、一方で、前述のとおり袋の改善によるコストアップを懸念する声も複数みられる。

このことから、袋の形状等を変更すべきかどうかについては、多角的な視点で調査・検証した上で、再度検討すべき課題である。

環境政策課が所管する附属機関の統合案について

1. 統合する附属機関

- 八戸市廃棄物減量等推進審議会（以下、「減量審議会」）
- 八戸市環境審議会（以下、「環境審議会」）

2. 審議会の現状

	減量審議会	環境審議会
委員数	20名（うち公募2名）	19名（うち公募2名）
任期	2年（H23.8.24～）	2年（H24.7.3～）
職務	廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項の調査審議	環境基本計画その他環境の保全に関する施策の基本事項についての調査審議

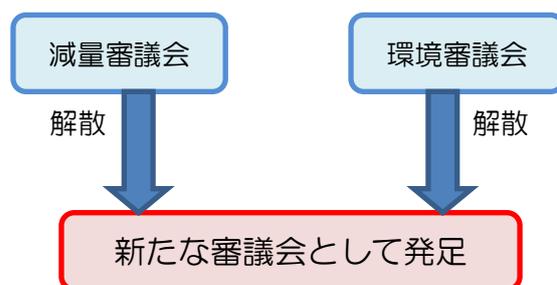
3. 統合目的

両審議会の職務が類似していることから、統合することで組織運営の効率化を図ることを目的とする。

4. 統合の方針

両審議会を同じ時期に一旦解散させ、新たな審議会として発足させる。

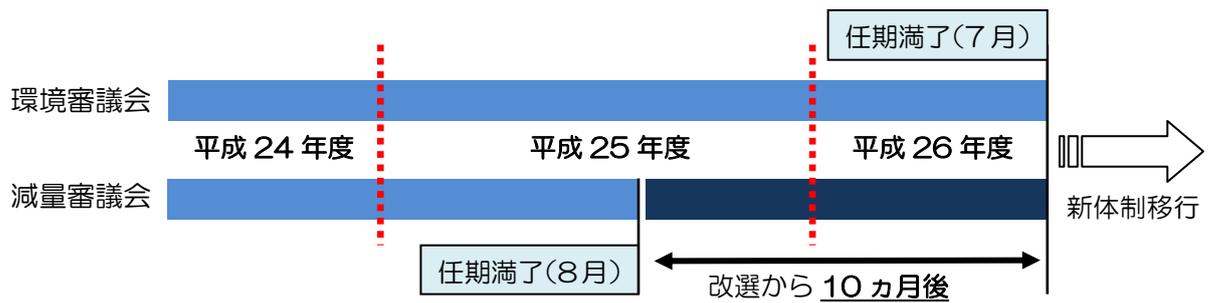
<統合のイメージ>



5. 統合の時期

- 環境審議会委員の任期満了（平成 26 年 7 月 2 日）以降とする。
- 現在の減量審議会委員は平成 25 年 8 月 23 日で任期満了となるが、改選を行うことで、平成 26 年 7 月 2 日まで減量審議会としての活動を継続する。

<審議会の任期と統合のスケジュール案について>



6. 新たな審議会の概要

- 人数：20名（うち公募2名）
- 任期：2年
- 職務：①八戸市環境基本計画に関する事項の調査審議
②廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項の調査審議
③その他環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議
- 定例会：3回/年度（現在は1～2回/年度）

八戸市環境審議会 委員名簿

(任期:平成24年7月3日～平成26年7月2日)

選出区分	役職名	委員名		
学識経験者	八戸市医師会 理事	本田 忠	※会長	
	八戸工業大学 学務部長、教授	福士 憲一		
	八戸大学 学長補佐、人間健康学部長	吉田 稔		
	八戸工業高等専門学校 准教授	佐藤 久美子		
	青森県弁護士会 弁護士	浅石 晴代		
	青森県三八支部獣医師会 会員	山内 文子		※副会長
	八戸市小学校長会 市野沢小学校校長	田村 滋子		
公益代表者	八戸市議会 建設常任委員会委員	吉田 博司		
	八戸市農業委員会 会長職務代理者	釜石 幸史朗		
	八戸漁業指導協会 会員	河村 ひとみ		
	八戸市環境美化協議会 会長	中田 武夫		
	日本野鳥の会あおもり 八戸野鳥の会 事務局長	高橋 清法		
	NPO法人循環型社会創造ネットワーク 理事長	類家 伸一		
	NPO法人青森県環境パートナーシップセンター 代表理事	有谷 昭男		
	公募	溝江 康德		
	公募	工藤 精一		
関係企業体の代表者	八戸商工会議所 議員	石橋 敏文		
	独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所 資源海洋部長	山田 陽巳		
	青森県三八地域県民局地域連携部 八戸環境管理事務所長	西谷 貴志		

平成24年度 第1回八戸市廃棄物減量等推進審議会委員からの事前質問等と回答について

議 題	委員名	委員からの質問	回 答
(1)平成24年版 清掃事業概要に ついて	須郷 委員	P.20 リサイクル率推移について H21年度の29.5%をピークに減少傾向であり、H23年度には26.6%にまで減少している。 ・H24年度の見込みはどうなっているのか？ ・H28年度30%、H33年度35%達成に向けて、具体的な施策はどうなっているのか？またその施策による効果見積もりはどうなっているのか？	<p>●平成24年度のリサイクル率の現時点における見込みは、震災関連分を除き27.3%程度となっております。</p> <p>●中間年度である平成28年度のリサイクル率30%に向けた施策の主なものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみに関しては、現在、燃やせるごみ、燃やせないごみへの資源物混入状況は約12%であることから、広報等により分別排出の啓発を進め、混入率を5%程度まで減らすことで、対平成23年度比で約3ポイント、リサイクル率上昇を図ります。 ・事業系ごみに関しては、行政処理施設において焼却している可燃ごみの約10%について、古紙や厨芥類としての分別を促し、古紙取扱事業者や処分業許可業者の再資源化施設に誘導していくことにより、対平成23年度比で約2ポイント、リサイクル率上昇を図ります。 <p>●目標年度である平成33年度のリサイクル率35%を達成するために、前述の平成28年度までの施策を継続する一方で、新たに剪定枝やプラスチックなどの再資源化ルートを構築することとしております。</p>
	溝江 委員	P.2 八戸市の位置と面積の「市域面積」305.17平方km ² ⇒平方kmに訂正を。	●ご指摘のとおり誤りがありました。訂正いたします。
		P.24 1-5 家庭ごみの排出状況(2)排出の適正度 ①燃やせるごみへの資源物混入率 「紙類」H24年度(9.8%)5年平均(10.5%) ②資源物「缶・ビン・ペットボトル」の適正度 「ペットボトル」H24年度(47.8%)5年平均(41.4%) 「無色ビン」H24年度(42.4%)5年平均(45.9%) この実態を広く市民に周知の上、改善のため市広報誌等でのPR・啓蒙策が必要と思う。	●資源となる紙類の燃やせるごみへの混入や、缶・びん・ペットボトルの不適正な排出状況については、ご指摘のとおり、市民に周知し改善に向けての啓発が必要と考えます。 今後、資源となるものの適正な分別排出の徹底について、市広報誌等による啓発を行ってまいります。

議 題	委員名	委員からの質問	回 答
<p>(1)平成24年版 清掃事業概要に ついて</p>	<p>溝江 委員</p>	<p>P. 26 2-2 廃棄物処理基本計画の概要 (3)数値目標 平成22年度の実績値に「震災ごみ」を含めているが、比較のためには、「震災ごみ」を除いて、1,002 gを994 g、1,167 gを1,159 gとした方がいいのではないか。</p>	<p>●八戸市一般廃棄物処理基本計画の数値目標に掲げる平成22年度のごみ排出量、リサイクル率、最終処分量については、同年度に処理した震災による災害廃棄物685トンが含まれています。 今後、統計や広報等に用いる数値は、他の年度と適正な比較ができるよう、災害廃棄物を含む値、含まない値について、目的に応じた使い分け、併記を行ってまいります。また、次年度の清掃事業概要の同項においても補足する記載を行ってまいります。</p>
		<p>P. 27 2-3 分別収集と処分 ・「その他紙」を「その他の色びん」のように「その他の紙」の方が適切ではないか。 ・「廃食用油」の「拠点回収（10箇所）」を増す計画はないか。 ・「廃食用油」の「処分」として「公用車で使用」とあるが、具体的には何か。</p>	<p>●「その他紙」は平成19年度の分別収集開始時点からの分別区分名で、八戸市一般廃棄物処理基本計画や実施計画、家庭ごみの分け方・出し方チラシ等において、いずれも「その他紙」という分別区分名を使用しております。 分別開始後5年を経過し、市民に浸透してきているものと思われることから、変更の予定はございません。</p> <p>●平成18年9月の廃食用油利活用事業の開始時から市内10ヶ所で廃食用油の拠点回収を行い、回収量は順調に増え、最近3年は年間3万ℓほどで推移しております。 一方で、使用量は、BDFを使用できる車両の減少により減ってきております。使い切れないものについては市内のBDF製造事業所に売却しておりますが、BDFの利用拡充も含めた廃食用油のリサイクル用途が課題となっております。 今後、BDFの利用方法等とあわせ、適正な拠点回収についても研究してまいります。</p> <p>●平成24年度は、清掃事務所のパッカー車1台と農業経営振興センターのトラクター1台の、計2台の公用車の軽油代替燃料としてBDFを使用しております。</p>

議 題	委員名	委員からの質問	回 答
(1)平成24年版 清掃事業概要に ついて	溝江 委員	P.31 3-5 廃食用油利活用事業 H23年度のBDF製造量が前年度に比べ大幅に減少した理由は何か。	●平成22年度は、パッカー車3台及びトラクター1台の計4台の軽油代替燃料に使用するためにBDFを製造していましたが、平成23年度は、当初はパッカー車2台、年度途中からパッカー車1台のみでの使用となったことがBDF製造量減少の理由です。 BDF使用車両が減った理由は、BDFを使用可能であった車両の廃車によるものです。
		P.38 最終処分場の水質検査結果表 ・「アルキル水銀」のみが「排出基準等」を満たしていないが、特別な対策は必要か。 ・50の測定項目の「毒性等」の補足説明が「資料編」にあればいい。	●排出基準にある「検出されない」とは、法令に基づく定量下限値を下回ることをいいます。同物質の定量下限値は0.0005mg/Lであり、それを下回っていることから、基準を満たしております。 ●測定項目にかかる補足説明を別紙（当日資料2）に示します。次年度以後の清掃事業概要への掲載については、検討させていただきます。
	棟方 委員	P.5 施設の概要 (1) 八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場 他の施設の施行業者名の記載はなく、市民の一般廃棄物処理に直接関係しない事業者であり、記載する理由がなく、一部事業者に対する利益供与とも取られかねないことから、施工者の名称の記載は不要ではないか。	●市の大規模な施設については、設計・施工をした者を明示する主旨で掲載しているものをご理解いただければと存じます。 なお、同頁の下段に参考として掲載している広域事務組合の廃棄物処理施設については、広域事務組合の清掃事業概要において明記されております。
(2)平成25年度 八戸市一般廃棄物 処理実施計画 について	溝江 委員	P.6 (6) 処分業者の処理施設 （株）曾我産業の処分能力が2つあるが、どういう理由か。	●（株）曾我産業は、移動式の破砕機を2機所有しており、それぞれの日あたりの処理能力を示しております。
	棟方 委員	P.3 (3) 事業系一般廃棄物 「～収集運搬業者に依頼して処理するものとする。」という標記について、処理とは、収集運搬と処分の総称であり、収集運搬業者の業務は、廃棄物の運搬のみであり、誤解を与える表現であることから、「～収集運搬業者に依頼して搬入するものとする。」と変更してはどうか。	●ご指摘のとおり誤解が生じるおそれがあるため、「～当該事業者が自ら処理できない場合は、 <u>自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。</u> 」と改めます。 ●同様に「(4)排出限量」についても、「～排出者が <u>自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。</u> 」と改めます。

議 題	委員名	委員からの質問	回 答
(3)八戸市指定ごみ袋に関するアンケート調査結果について	須郷委員	<p>八戸市指定ごみ袋の料金は非常に安価だと思う。支払う市民は、単純に安い方が良く感じるだろうが、八戸市のごみ処理経費や最終処分建設費等と比較して判断すれば、料金を引き上げて減量効果を期待することへの理解が増えるのではないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一家のごみ処理費は、500円/月以下と推定する。他の生計費と比較して非常に安い。 ・北九州市は、50円/45ℓという情報がある。（当日配布資料3） 	<p>●市指定ごみ袋の販売収入のごみ処理経費に占める割合は10%ほどですが、有料化導入時の全国市長会の調査では、ほとんどの都市で、有料化による負担割合がごみ処理経費の5%から10%との結果になっていることから、市は、市民に負担願える範囲内で且つ、減量効果の出てくる金額として45ℓでは30円と設定したものです。</p> <p>今回のアンケート調査では、当市の販売価格が県内や全国で見てもおむね平均的であることや、ごみ処理経費等の情報を示した上で、約8割近くの方が「料金は適切だと思う」と回答していることから、その料金設定については概ね理解が得られているものと考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、販売価格（ごみ処理手数料）を上げれば、減量効果が得られるかと思いますが、その場合、市民が、排出抑制や分別によって減量に取り組めるよう、啓発も含めた、新たな減量・リサイクル施策の展開も必要と考えます。また、減量に向けて市民の協力を得るためには、ごみ処理にかかる情報提供による「見える化」が必要と考えます。</p> <p>ご案内のとおり、北九州市では、市指定ごみ袋の見直しを行い、45ℓでは15円から50円へと変更しておりますが、今後、ごみ減量効果を上げている他市の取り組みについて勉強してまいります。</p>

○測定項目に係る補足説明

1. 透視度(度・cm)

水の濁りの程度を示す指標で、数値が高いほど濁りが少ないことを示します。

2. 電気伝導度

水中の電気の流れやすさを示すもので、数値が高いほど物質が多く溶け込んでいることを示します。

雨水、河川水、湖水などに対する汚染の指標となります。

3. 塩化物イオン

人体や食品の中に含まれ、海水に多く含まれています。高濃度になると、農作物の育成に影響があります。

4. 水素イオン濃度(pH)

水の酸性とアルカリ性の度合を表す指標で、中性の水は pH7で、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性です。

5. 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量で、通常 20°Cで 5 日間暗所で培養したときの消費量(BOD₅)を指し、数値が高いほど有機性の汚濁が多いことになります。

6. 化学的酸素要求量(COD)

水中の被酸化性物質を、酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼や海域における有機汚濁の指標として用いられ、数値が高いほど有機性の汚濁が多いことになります。

7. 浮遊物質(SS)

水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の不溶性物質のことで、粘土鉱物、動物性プランクトン及びその死骸、下水、工場排水に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。SS が多いと水の濁りや透明度等の概観が悪くなるほか、魚類のえらを塞いでへい死させる、光の透過を妨げて藻類の光合成を阻害する等の影響があります。

8. ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)

ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出される不揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標のひとつです。

油分は直接及び間接的に魚介類のへい死を引き起こすとともに、魚介類に付着してその商品価値を失わせることがあります。

9. フェノール類

主な用途は、溶剤、消毒剤、殺菌剤などで、人体への影響は接触性皮膚炎、吸入による中枢神経障害、肝障害、腎障害などがあります。

10. 銅

人体への毒性は低いものの、水中の濃度が高くなると水生生物に影響を与えます。

11. 亜鉛

自然水中の濃度は、鉱山排水、工場排水の混入、または亜鉛めっき鋼管からの溶出等に起因し、水環境の汚染を通じて水生生物の生息、または生育に支障を及ぼすおそれがあります。

12. 溶解性鉄

人体への毒性は低いものの、利水面への影響があるとされています。

溶解性マンガン

溶解性鉄と同様、利水面への影響があるとされています。

13. クロム

二価、三価、六価のクロムの総称で、六価クロム以外は毒性が低いとされています。

14. ふっ素

フロン、ふっ素樹脂、殺鼠剤の原料や金属洗浄剤などに用いられ、慢性中毒としては骨硬化などがあげられます。

15. 大腸菌群数

し尿汚染の指標として用いられ、大腸菌群が多く検出されることは、し尿による汚染を受けた可能性が高く、したがって赤痢菌やサルモネラ菌等の病原性細菌によって汚染されている危険があることを示すものです。

16. 窒素

湖沼や海域などの富栄養化の原因物質とされています。

17. 燐

窒素と同様、湖沼や海域などの富栄養化の原因物質とされています。

18. カドミウム

人体に対する毒性は強く、イタイイタイ病は慢性カドミウム中毒による腎機能障害、重症の骨軟化症とされています。

19. シアン

青酸カリに代表されるように、シアン化合物は毒性が強く、微量でも水生生物や下水浄化微生物に障害を与えます。

20. 有機リン

有毒で、パラチオン、メチルパラチオン、EPN、メチルジメトンの四種の有機燐系農薬が規制されています。

21. 鉛

人体への影響としては、食欲不振、頭痛、貧血、全身倦怠などがあります。

22. 六価クロム

六価クロムの毒性は、強い酸化力によるもので、胃腸炎や腎炎、皮膚炎、肺がんなどを引き起こします。

23. ひ素

慢性中毒により、体重減少、知覚障害、がんなどの障害を引き起こすといわれています。

24. 総水銀

無機水銀と有機水銀を一括して総水銀としています。生物にとってきわめて有害な物質で、急性的にも慢性的にも中毒が起こります。

25. アルキル水銀

アルキル基と水銀が結びついた有機水銀化合物の総称で、消化管あるいは肺や皮膚から吸収され、知覚障害、運動失調、言語障害などの中枢神経障害である水俣病を引き起こします。

また、生物濃縮により、魚介類の中に高濃度に蓄積されて毒性を発揮する可能性があります。

26. PCB(ポリ塩化ビフェニル)

PCB は自然界で分解されないため、食物連鎖の中で生物濃縮され、人体への蓄積も起こります。慢性毒性としては、肝機能障害等が知られています。

27. トリクロロエチレン

急性毒性としては、目、鼻、のどの刺激や頭痛、麻酔作用などがあり、慢性的には肝臓や腎臓への障害のほか、発がん性も疑われています。

28. テトラクロロエチレン

毒性についてはトリクロロエチレンとほぼ同様で、トリクロロエチレンよりも代謝されにくく、蓄積されやすいといわれています。

29. ジクロロメタン

急性中毒症状は麻酔作用があり、発がん性が疑われる物質です。

30. 四塩化炭素

毒性が強く、頭痛、麻酔作用、嘔吐、肝臓・腎臓障害等を引き起こします。

31. 1・2-ジクロロエタン

中毒症状は四塩化炭素と類似のもので、発がん性も疑われています。

32. 1・1-ジクロロエチレン

麻酔作用があり、肝臓や腎臓に障害を引き起こします。

33. シス-1・2-ジクロロエチレン

急性症状として、中枢神経の抑制作用を引き起こします。

34. 1・1・1-トリクロロエタン

毒性は低く、軽度の麻酔作用や目の刺激を引き起こします。

35. 1・1・2-トリクロロエタン

中枢神経抑制と肝臓障害を引き起こします。

36. 1,3-ジクロロプロペン

強い刺激作用があり、動物実験では肝臓、腎臓障害が認められるほか、発がん性の可能性も認められています。

37. チウラム

咽頭痛、咳、痰、皮膚の発疹・痛痒感、結膜炎、腎障害などを引き起こします。

38. チオベンカルブ

水生生物に強い毒性を示すことがあるとされています。

39. ベンゼン

麻酔作用をもち、反復暴露により骨髄の造血機能障害、さらには発がん性も確認されています。

40. セレン

慢性中毒症状として、貧血、皮膚・胃腸障害などを引き起こします。

41. アンモニア性窒素・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

それほど有害ではありませんが、人体に摂取することでメヘモグロビン血症などの障害を引き起こします。

42. ほう素

人体への毒性は低いものの、穀物などの発育阻害を引き起こします。

43. ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称で、その毒性は、急性毒性、催奇性など多様であり、最近では内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)としても疑いが持たれています。また、高濃度のダイオキシン類は発がん性があるといわれています。

北九州市の廃棄物処理の取り組み

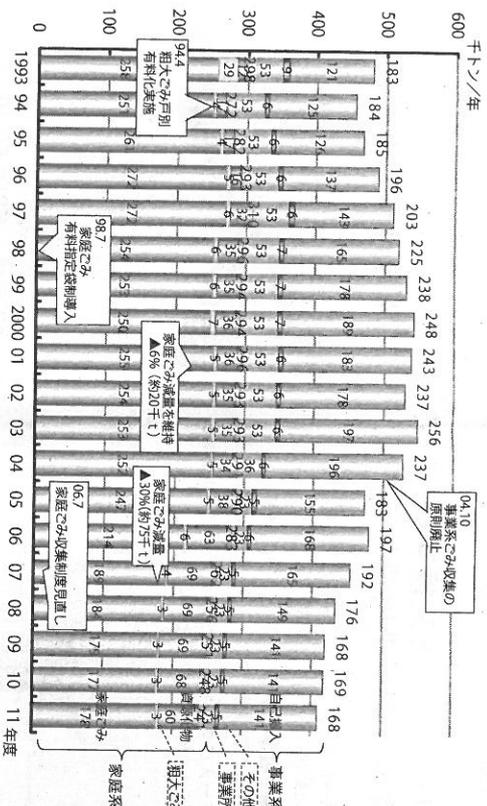


表1 家庭ごみ・資源化物の有料指定袋制

■家庭ごみ (各10枚で1セット)		■資源化物 (各5枚で1セット)	
見直し前(98.7~06.6)	見直し後(06.7~)	かん・びん用 (25%)	12円/枚
大袋 (45%)	50円/枚	かん・びん用 (25%)	20円/枚
中袋 (30%)	33円/枚	ペットボトル用	12円/枚
小袋 (20%)	22円/枚	プラスチック製容器包装	12円/枚
特大袋 (10%)	11円/枚		

表2 資源化物の状況

区	分	03年度 (基準年)	11年度	03年度増減
資源化物分別収集量	計	34,974t	56,656t	+24,684t
かん・びん	ペットボトル	15,713t	10,961t	-4,752t
かん・びん	ペットボトル	—	8,869t	▲8,869t
プラスチック製容器包装	—	—	2,092t	▲2,092t
紙・パルプ・トイ	—	—	7,584t	▲7,584t
蛍光灯	—	—	333t	▲333t
小物金属	—	—	97t	▲97t
古紙回収量	—	—	119t	▲119t
新聞販売店回収 (雑材)	—	—	40,554t	+40,554t
新規販売店回収 (雑材)	—	—	29,108t	+29,108t
計	—	—	18,943t	+18,943t
計	—	—	11,448t	+11,448t
計	—	—	58,004t	+58,004t

表3 家庭ごみの1人1日当たりの排出量

区	分	03年度 (基準年)	11年度	03年度増減
資源化物分別収集量	計	34,974t	56,656t	+24,684t
かん・びん	ペットボトル	15,713t	10,961t	-4,752t
かん・びん	ペットボトル	—	8,869t	▲8,869t
プラスチック製容器包装	—	—	2,092t	▲2,092t
紙・パルプ・トイ	—	—	7,584t	▲7,584t
蛍光灯	—	—	333t	▲333t
小物金属	—	—	97t	▲97t
古紙回収量	—	—	119t	▲119t
新聞販売店回収 (雑材)	—	—	40,554t	+40,554t
新規販売店回収 (雑材)	—	—	29,108t	+29,108t
計	—	—	18,943t	+18,943t
計	—	—	11,448t	+11,448t
計	—	—	58,004t	+58,004t

1. 1. 北九州市は、環境省の指導を受け、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

2. 2. 北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

3. 3. 北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

北九州市環境局長 今永 博 (いまなが ひろゆき)

北九州市は、環境省の指導を受け、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

持続可能な都市構築へ地域が協働

北九州市は、環境省の指導を受け、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。

北九州市は、資源化物の有料指定袋制を導入し、家庭ごみの減量を促進している。この取り組みは、市民の協力を得て、資源化物の回収率を向上させ、環境負荷の軽減に貢献している。